

令和3年2月9日

摂津市長 森山 一正 様

摂津市国民健康保険運営協議会
会 長 登 阪 弘

答 申 書

令和3年2月2日付け、摂保国第1707号の諮問事項につきまして、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 一 令和3年度摂津市国民健康保険料の設定に伴う激変緩和措置並びに平成30年度税制改正に伴う軽減判定基準額の見直し及び賦課限度額の見直しにかかる諮問について、慎重に協議を行った結果、各委員から反対の意見はなく、了とすることで一致しました。
- 二 国民健康保険料の設定に伴う激変緩和措置においては、医療費等の伸びによる自然増分の改定とこれまでの繰入等によって生じた大阪府統一保険料との差額の一定額を毎年度解消していくことがあるべき激変緩和措置です。令和3年度においては新型コロナウイルス感染症に伴う影響に配慮することについて異論はありませんが、令和4年度以降の保険料の設定の際には、今回見送った差額の一定額の解消について再検討し、保険料率の統一に向けて十分な調整を図ることを切望します。

以上